

円山動物園周辺道路交通整理及び来園者誘導等業務仕様書

標記業務仕様は、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、ゴールデンウィーク期間における円山動物園周辺道路の通行車両の円滑な運行と歩行者の交通安全を確保するとともに、円山動物園内においては、観覧・通行に関して来園者が安全・快適に観覧できるよう誘導・案内等を行うことを目的とする。

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和8年5月31日まで

(周辺道路交通整理及び来園者誘導等は令和8年5月2日から令和8年5月6日まで)

2 業務従事日、時間、数量

(1) 業務従事日、委託者の指定する場所（以下「ポスト」という。）及び予定ポスト数

下表のとおりとする。ポスト数及び基本時間については下記(2)及び(3)に記載しているところ、状況に応じて委託者と受託者協議のうえ変更することがある。

	従事日	ポスト数	基本時間
周辺道路 交通整理	5月 2 日（土）	39ポスト	8：30～15：30 (7h)
	5月 3 日（日・祝日）		※ポスト30、31は 8：30～16：30 (8h)
	5月 4 日（月・祝日）		
	5月 5 日（火・祝日）		
	5月 6 日（水・振替休日）		
来園者 誘導等	5月 2 日（土）	15ポスト	8：30～15：30 (7h)
	5月 3 日（日・祝日）		※ゾウ舎 オランウータンとボル材の森 は虫類・両生類館 ホッキョクグマ館 寒帶館 カバライオン館は 9：30～16：30 (7h)
	5月 4 日（月・祝日）		
	5月 5 日（火・祝日）		
	5月 6 日（水・振替休日）		

※基本時間とは、すべての従事者が配置につき、規制や誘導等の開始時刻から終了時刻までである。

(2) ポスト数の変更

交通規制の実施日については、令和8年4月中旬頃に北海道警察札幌方面西警察署との協議により決定予定である。その協議により交通規制を実施しないことが決定した場合、周辺道路交通整理のポスト数を削減するなど、交通規制実施の変更に合わせたポスト数に変更する場合がある。

(3) 業務時間の変更

2 (1)の基本時間については、状況に応じて委託者・受託者協議のうえ変更ができるものとする。ただし、これによる契約単価の割増しは行わない。

(4) 契約単価

契約単価に各ポストの合計従事時間を乗じた金額を支払うものとする。

なお、契約単価とは休憩時間を考慮し人工数を計上したものであり、休憩等により設定された

ポスト数が不足することは認めない。

従事時間数の取扱い単位は30分（0.5時間）単位とし、各日、ポストごとに取扱い単位に満たない時間については切り捨てとする。

3 業務内容

- (1) 受託者は、1(1)の目的を達成するため、ポストに警備員を配置し、通行車両及び来園者を適切に誘導・案内し、安全・快適に通行及び観覧ができるよう努めるとともに、円山動物園内外の警備範囲における安全確保のため、不審物の有無の確認等を積極的に行うこと。
- (2) 受託者は、円山動物園周辺道路及び円山動物園内の混雑を緩和するため、駐車場利用者及び来園者の整理・誘導を行うとともに、違法駐車や車列への不正な割り込みの防止等に努めること。
- (3) 受託者は、委託者の指示により、委託者が貸与する案内表示板等の入替えを行うとともに、駐車場混雑状況を駐車場利用希望者に周知すること。
- (4) 受託者は、委託者より交通規制に関する連絡があった場合は、速やかに指定場所に交通標識の設置または撤去を行い、進入車両の誘導を行うこと。
- (5) 交通規制開始直後及び交通規制解除後に、自転車用通路確保のためのセーフティコーンの移動を委託者の指示に基づき行うこと。
- (6) 受託者は、円山動物園内の混雑状況により、円滑に観覧できるよう観覧通路のセーフティコーン等の移動を、適宜迅速に行うこと。
- (7) 受託者は、警備に必要な誘導看板について委託者と協議し、円滑な誘導等ができるように表示内容を検討したうえで必要数を作成し使用すること。また、拡声器等についても受託者が準備することとするが、動物の状況次第では使用を制限する場合がある。
- (8) その他、当該業務に関係する範囲で、委託者の指示する業務を行うこと。

4 ポスト等

受託者は、次のポストに交通誘導警備員、来園者誘導員を配置し、「3 業務内容」の業務のほか各ポストの業務を行うものとする。なお、円山動物園周辺道路及び円山動物園内の混雑状況等によりポストの配置を変更する場合がある。

- (1) 周辺道路の交通整理ポストの基本的な役割（別紙1参照）

① 第1駐車場・第2駐車場・周辺道路

ポスト名	位 置	役 割
ポスト1	宮の森1-14 円山陸上競技場側交差点	進入車両の車線案内、庭球場方面から来る車両の交互進入調整
ポスト2	宮の森1-14 円山陸上競技場側交差点	進入車両の車線案内、庭球場方面から来る車両の交互進入調整
ポスト3	宮の森1-14 円山陸上競技場側交差点	進入車両への車線案内、交差車両の誘導
ポスト4 ポスト5	宮の森1-7 藻岩山麓線三叉路	委託者の指示による交通標識設置・撤去、車線案内及び交通規制時は進入禁止指導
ポスト6	第一駐車場出入口	出入庫車両への車線案内 交通規制時は進行方向の指導
ポスト7	円山総合運動場バス停付近	バス停付近でバス停止スペース確保
ポスト8	円山総合運動場出入口向い緑地帯	第一駐車場への右折進入不可周知
ポスト9	円山総合運動場出入口向い側歩道	車線案内 横断歩道での歩行者安全確保

<u>ポスト10</u>	円山総合運動場出入口付近	運動場進入車両への車線案内 歩行者安全誘導
ポスト11	円山動物園通用門付近	違法駐車及びUターン車両の防止 誤進入防止指導
ポスト12	円山動物園正門前信号機付近（横断歩道）	歩行者安全誘導 ロータリーからの進出車両誘導
<u>ポスト13</u>	円山公園第二駐車場出入口付近	歩行者及び車両の安全誘導並びに車列発生時の追い越し車両規制、満車案内
<u>ポスト14</u>	円山動物園正門向い側歩道前	ロータリー進入迂回車両の安全誘導 タクシーの台数調整（タクシー協会立会）
ポスト15	円山動物園正門前横断歩道	歩行者及び車両の安全誘導
<u>ポスト16</u> <u>ポスト17</u>	円山動物園正門前	ロータリー内での車両誘導（タクシーと一般車両の動線確保・誘導等）
ポスト18	神宮駐車場前付近	神宮駐車場への進入案内 混雑状況により適宜他ポスト補助
ポスト19	坂下グラウンド公衆トイレ付近横断歩道	歩行者安全誘導及び違法駐車防止指導 交通規制に合わせ自転車レーン用のセーフティコーン設置・撤去
ポスト20	南1西28 マンション横交差点	委託者の指示による交通標識設置・撤去、交通規制時の生活道路からの動物園側への進入禁止指導（マンション住民は除く）
<u>ポスト21</u>	南1西28交差点付近（南側）	車両進入禁止指導及び環状通経由来園者の動物園迂回経路指導
<u>ポスト22</u>	南1西28交差点付近（北側）	南1条通経由来園者の動物園迂回経路指導
ポスト23	北1条通交差点付近	北1条通経由来園者の動物園迂回経路指導及び動物園車列案内
ポスト24	神宮駐車場入口前歩道	神宮駐車場車列との整理・周知
ポスト25	宮の森1-10交差点付近	進入車両への車線案内及び車列発生時の右折合流不可周知
ポスト26	庭球場バス停付近	バス停付近でバス停車スペース確保
ポスト27	庭球場駐車場付近	進入車両への車線案内
ポスト28	車列最後尾（最後尾に合わせて適宜移動）	委託者指示範囲において常に車列の最後尾で案内看板掲示、車列誘導
ポスト29	車列最後尾（最後尾に合わせて適宜移動）	委託者指示範囲において常に車列の最後尾で案内看板掲示、車列誘導
<u>ポスト30</u>	全体補助	状況に応じて適宜安全誘導・車列整理、交通規制指導、全体統括の補助
<u>ポスト31</u>	全体統括	委託者との連絡調整 全ポストへの指示・監督等

②円山動物園駐車場（※別紙2参照）

ポスト名	位 置	役 割
ポスト32	宮の森1-14 交差点付近	円山動物園駐車場への右折進入車両誘導
ポスト33	宮の森1-14 交差点付近	右折進入車両の誘導、一時停止指示
ポスト34	車列最後尾	進入車両の誘導
ポスト35	円山動物園駐車場入口	円山動物園駐車場への左折進入禁止周知通り抜け車両の安全誘導
ポスト36	円山動物園駐車場入口	入庫車両の誘導
ポスト37	円山動物園駐車場出口	出庫車両の誘導

<u>ポスト38</u>	宮の森1-14 交差点付近	車線案内 交差点の車線誘導
<u>ポスト39</u>	全体補助（円山動物園駐車場）	円山動物園駐車場への車両誘導、歩行者安全確保、全体統括の指示による整理・誘導

※ポスト○（下線）となっているポストには、国家資格である「交通誘導警備業務1級または2級」の取得者を配置すること。（交差点及びロータリーにおける車両誘導や、Uターン車両の防止等、安全確保において重要な役割を担うため）

(2) 円山動物園内の来園者誘導等ポストの基本的な役割

① ゾウ舎誘導ポストの基本的な役割（※別紙3参照）

ポスト名	位 置	役 割
ゾウ舎 ポスト1	出入口付近	来園者誘導、混雑時の来園者動線確保 フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
ゾウ舎 ポスト2	屋内観覧エリア	来園者誘導、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
ゾウ舎 ポスト3	陸のステージ付近	来園者誘導、フラッシュ撮影禁止、不審者監視、エレベーターの取扱い等
ゾウ舎 ポスト4	屋外観覧エリア	来園者誘導、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等

② オランウータンとボルネオの森誘導ポストの基本的な役割（※別紙4参照）

オランウータンの展示場所に合わせて移動すること。

ポスト名	位 置	役 割
オラン ポスト1	屋内外観覧エリア	屋内外観覧エリアの混雑時の来園者誘導、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等

③ は虫類・両生類館誘導ポストの基本的な役割（※別紙5参照）

ポスト名	位 置	役 割
は虫類 ポスト1	出入口前	入口への誘導及び規制案内、フラッシュ撮影禁止、不審者監視、観覧待ち行列の誘導・整理等
は虫類 ポスト2	センターラボ前	一方通行誘導及び規制案内、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等

④ ホッキョクグマ館誘導ポストの基本的な役割（※別紙6参照）

ポスト名	位 置	役 割
ホッキョ ク ポスト1	屋内トンネル入口付近	来園者誘導及び混雑時の入場規制、エレベーターの取扱い等
ホッキョ ク ポスト2	屋内トンネル出口付近	館内トイレ利用者及び他施設トイレへの案内、エレベーターの取扱い等

⑤ 寒帯館誘導ポストの基本的な役割（※別紙7参照）

ポスト名	位 置	役 割
寒帯館 ポスト1	屋内外観覧エリア	屋内外観覧エリアの混雑時の来園者誘導、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等

⑥ カバ・ライオン館誘導ポストの基本的な役割（※別紙8参照）

ライオン展示場は特に長時間の場所占用による苦情が多いため混雑時の誘導に気を払うこと。

ポスト名	位 置	役 割
アフリカ ポスト1	ライオン屋内観覧エリア	来園者誘導、混雑時の来園者動線確保 長時間専用注意、フラッシュ撮影禁止、 不審者監視等
アフリカ ポスト2	ライオン屋外観覧エリア	

⑦その他施設ポストの基本的な役割（主に以下の内、混雑している場所3ポスト）（※別紙9参照）

ポスト名	位 置	役 割
アジア ポスト1	高山館屋内及び屋外展示場	屋内外展示場の混雑時の来園者誘導、フ ラッシュ撮影禁止、不審者監視等
エゾヒグマ ポスト1	エゾヒグマ館エゾヒグマ屋外展示場	
アフリカ ポスト1	キリン館1階、キリン館2階	通路及び屋内外展示場の混雑時の来園者 誘導、フラッシュ撮影禁止、不審者監視 等
まるっぱ ポスト1	遊具広場「まるっぱ」内	安全監視、禁煙注意、不審者監視等
正門 ポスト1・ 2	正門付近	正門内外の混雑時の来園者誘導等
西門 ポスト 1・2	西門付近 兼来園者誘導等統括	西門内外の混雑時の来園者誘導 全体統括との連絡調整及び園内誘導ポス トの補助、監督等
ガイド ポスト1	円山ZOOガイド開催場所	混雑時の観覧注意喚起、フラッシュ撮影 禁止、不審者監視等

※西門ポスト1または2の従事者については国家資格である「雑踏警備業務1級または2級」の取得者を配置すること。

※ガイドポスト1の配置については、円山ZOOガイドの開催場所及び開催時刻が確定次第、当日委託者より指示する。

5 報告

- (1) 受託者は、業務中に事故等が発生したときは必要な措置を行うとともに、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (2) 受託者は、円山動物園周辺道路や円山動物園内の混雑状況等によりポスト位置の変更が必要になった場合は委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、委託者から円山動物園周辺道路状況等について報告を求められたときに、速やかに回答できるよう常に状況を把握すること。
- (4) 受託者は、各日の業務終了後、警備報告書等の日報により委託者に報告すること。

6 再委託について

- (1) 本業務はその性質上、業務の一部の再委託を容認する。再委託を行う場合においても、本契約に係る責任は受託者が負うものとする。
- (2) 再委託を行う場合、警備業法、労働者派遣法、関係法令を遵守し、令和8年4月24日（金）までに再委託申請書（様式任意）の提出を行い委託者の承認を得ること。再委託申請書については、再委託先、契約期間、再委託の範囲を明確にすること。

- (3) 再委託を行う場合、下請事業者ごとに直接雇用関係にあるポスト外の責任者を配置すること。
- (4) 再委託の相手方については、札幌市競争入札参加停止等措置要領第7条により、参加停止期間中の者を用いることはできない。

7 提出書類

- (1) 契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。
 - ・業務体制表（すべての事業者の従事者の氏名、責任者の氏名、必要資格証の写し、連絡先を記載すること。）
 - ・その他、委託者の指示するもの
- (2) 業務完了時、ただちに以下の書類を提出すること。
 - ・業務日報（従事ポスト数、従事時間計算書添付）
 - ・完了届
 - ・その他、委託者の指示するもの

8 その他

- (1) 受託者は、全ポスト従事者に携帯無線機等を配備し、連絡指示を確実に行うこと。また、委託者との業務連絡用として2台の無線機を受託者が用意するものとし、委託者からの無線連絡について、業務時間中は確実に応答できる体制をとること。
- (2) 受託者は、全ポスト従事者には制服を着用させること。再委託を行う場合については、事業者ごとに制服を着用し、本業務に従事していることが容易に判別できる腕章等を付けさせること。
- (3) 受託者は、各ポスト従事者と、円山動物園周辺道路状況及び円山動物園内の状況について適宜情報共有を行うこと。
- (4) 受託者は、来園者誘導等ポストの従事者に対しては、動物の場所やトイレ及び授乳室の位置等の基本的な情報について、来園者に案内できるように教育すること。
- (5) 受託者は、各ポストに配置される従事者に対し、令和8年4月28日（火）までにお客様に対する接遇研修を行うこと。また、直ちに委託者にその研修結果を書面にて報告するとともに、来園者へ適切な対応且つ警備員として相応しい対応をとること。特に来園者に対する言葉遣いは十分注意するよう指導すること。
- (6) 受託者の詰所や車両駐車場所については、契約締結後に委託者より指示する。
- (7) 円山動物園敷地内はすべて禁煙である。駐車車両内や管理通路を含め、敷地内での喫煙を禁ずる。
- (8) 鳥インフルエンザ等の流行時には、委託者の実施する感染症対策等に協力すること。
- (9) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議し決定する。